

～広報・みずかわ～



国土交通省 岩手河川国道事務所
水沢出張所 (令和3年3月)

奥州市水沢東大通り1-2-14

TEL : 0197-24-4173 FAX : 0197-22-8045



『広報・みずかわ』は、水沢出張所管内（花巻市～奥州市）の北上川に関わる様々な取り組みや活動をお伝えします。

＊ 展勝地水辺プラザ周辺情報（展勝地さくらまつり2021） ＊

岩手河川国道事務所水沢出張所管内の水辺プラザの一つである北上展勝地は、今年開園100周年を迎えます。新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、展勝地さくらまつりは、4月15日～5月5日の期間で開催されます。

北上展勝地は、全国の桜名所百選に選定され、青森県弘前市・秋田県角館町と並び「みちのく三大桜名所」となっています。北上川沿いの約2kmの桜並木は桜のトンネルとなり、一番の見どころです。

期間中、中止となるイベントもありますので協会ホームページよりご確認ください。



写真提供元：北上市、北上観光コンベンション協会

連絡先：（一社）北上観光コンベンション協会
ホームページ： <https://kitakami-kanko.jp/sakura/>

不法投棄は犯罪です！！

岩手河川国道事務所が管理する北上川や支川の河川区域内では、一般家庭の生活ゴミや廃タイヤ・家電製品等の（不法）投棄物が数多く発見されており、水沢出張所管内においても、河川巡視や地域の皆様からの通報により、様々な不法投棄物が確認されており、景観（美観）の悪化、水質及び衛生面の悪化、生態系への悪影響等を防ぐため、日々回収・処分を行っている状況です。地域の方々によるボランティアでの清掃活動も数多く行われている一方、不法投棄は後を絶ちません。

美しい河川環境を維持していくためには地域のみなさま一人一人の理解と協力が必要です。

今後もパトロールを強化してまいります。不法投棄行為や投棄物（ゴミ）等を見つけた際には、水沢出張所まで情報をお寄せください。 岩手河川国道事務所水沢出張所 ☎ 0197-24-4173

水沢出張所管内の不法投棄事例



自転車



ペットボトル他家庭ごみ



タイヤ、オーディオ他

不法投棄には罰則があります！！



- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第5条・第16条】
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
- 河川法【河川法施行令第16条の4】
3カ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

北上川を
汚さないで



◆ 長かった冬もようやく終わりを迎え、日中の暖かな日差しが春を感じさせる季節になりましたね。またこの時期は出会いと別れの季節です。新年度に向け何かと忙しい日々をお過ごしの方も多いと思いますが、時間と心に余裕をもち、ケガや事故のないよう十分にお気を付けください。